

随意契約理由書

件名	マイナンバーカード受付サテライト住基ネット賃貸借
契約の相手方	日立キャピタル株式会社 法人事業本部関西支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>国では、「令和4年度中にほとんどの住民にマイナンバーカードを保有すること」を閣議決定し、全国の自治体に対して、その実現に向けマイナンバーカード交付円滑化計画の策定を求めている。</p> <p>本市でも、政策会議において神戸市の交付円滑化計画を策定し、その実行のため3月1日にマイナンバーカード交付サテライトを設置することが決定された。</p> <p>そこでは、マイナンバーカード交付に不可欠である、現在各区市民課を中心に配備している住基ネット端末を、追加で12台借り上げることが必要となる。</p> <p>住基ネット端末を借り上げ、実際に稼働させるためには、事前のシステム構築が不可欠であるが、その構築に関する業務は、既存のシステムの構築を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識が必須であり、これらを有する唯一の業者である上記業者と契約することが必要となるため、本事業の実施には、機器に関する調達についても上記業者と契約することが必要となる。</p> <p>さらに、本調達は将来的なモバイル化を見据えたタッチパネル対応の軽量ノートPCにて構築する本市初の試みであり、住基ネット統合端末指定の手のひら認証装置・マイナンバーカードに迅速かつ大量に読み書きできるICカードカードリーダーライターとの親和性を担保することや、住基ネットCSサーバーの設定変更対応を含め、複数の課題がある中で、上記業者は安定稼働および品質を確保した上で、円滑な導入を行える唯一の事業者である。</p> <p>また、とりわけ扱うシステムが、全国の自治体と連携可能な住基ネットである以上、短期間で機器調達・設定と構築を分離調達することは、システム障害発生およびスケジュール遅延のリスクが高く、また、システム障害が発生した場合は全国に影響を及ぼしかねない。さらに、システムを用いて発行するマイナンバーカードは、厳密な本人確認を経たうえで交付される、究極の本人証明手段とされているところ、システム障害に起因する誤発行・誤交付が発生すれば、制度の根幹を揺るがしかねない大問題となりかねず、極めて慎重な運用が求められているところである。</p> <p>以上より、高品質かつ適正に本事業を遂行するためには、日立キャピタル社とリース契約を締結する必要がある。</p>	
	企画調整局情報化戦略部 基盤・マイナンバー制度担当 (電話番号 322-6461) 内線2833